

環境部

議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
環境部の所管する部分について

議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、環境部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和7年的人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和7年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回的人事院勧告による増額改定により、行政職給料表適用者では、平均引上率としては、3.35%、平均引上額は、10,847円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和7年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の給与改定率ですが、給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は3.06%となり、給与改定額は12,033円となるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

(3)の令和7年度の期末・勤勉手当の改定についてですが、12月期に、一般職員、暫定再任用職員とともに、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の令和8年度の期末・勤勉手当の改定についてですが、令和7年度12月に引き上げた月数を、令和8年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員、暫定再任用職員とともに期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の通勤手当の改定についてですが、自家用自動車を利用する場合の手当額を、14キロメートル以上については、距離区分に応じて、100円～8,500円の間で増額するものです。

6ページ目をお願いいたします。

(6)の給与改定に伴う会計別所要額ですが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億6,700万円余りとなるものであります。

7ページ目には、給料と各種手当について、会計別の影響額を記載しております。

8ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額11,100円から12,300円となっております。

9ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当支給月数の改定につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

10ページ目をお願いいたします。

(3)の影響額ですが、給料・報酬が2億7,800万円余り、期末勤勉手当が1億200万円余り、通期手当が39万円余り、合計で3億8,100万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約21万円の増額となります。

以上が給与改定の概要でございます。

続きまして、歳出についてです。

令和7年11月大津市予算関係議案の38ページをお願いします。

3の歳出のうち、款4衛生費、項1保健衛生費、目7環境保全費、説明欄1の常勤職員給与費の減額190万4千円は、環境政策課に係る正規職員の異動及び育児休暇の取得等に伴い、給料及び職員手当等を減するものです。説明欄2の環境企画推進費39万2千円は、環境政策課における会計年度任用職員雇用経費について決算を見据えて補正するものです。説明欄3の会計年度任用職員雇用経費567万2千円は、環境政策課ほか2所属に配置している会計年度任用職員の雇用経費の追加及び正規職員の育休を代替する会計年度任用職員の配置等に伴い、所要の補正をするものです。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、説明欄1の常勤職員給与費の減額252万9千円は、廃棄物減量推進課及び環境施設課に係る正規職員数の変動(31人→30人)に伴い、給料及び職員手当等を減

するものです。説明欄2の清掃事業推進費350万7千円は、環境施設課における会計年度任用職員の雇用に係る経費について追加補正するものです。

目2産業廃棄物対策費、説明欄1の常勤職員給与費の減額620万3千円は、産業廃棄物対策課に係る正規職員数の変動(13人→11人)に伴い、給料及び職員手当等を減ずるもので、説明欄2の産業廃棄物対策費517万8千円は、産業廃棄物対策課の会計年度任用職員の増員分を中心に雇用経費について、決算を見据えて追加補正するものです。

40ページをお願いします。

目3ごみ減量推進費、説明欄1のごみ減量推進費41万9千円は、廃棄物減量推進課の会計年度任用職員の雇用経費について決算を見据えて追加補正するものです。

目4じん芥処理費、説明欄1の常勤職員給与費の減額679万5千円は、環境美化センター及び北部クリーンセンターに係る正規職員数の変動(18人→17人)に伴い、給料及び職員手当等を減ずるもので、説明欄2のじん芥処理推進費481万9千円は、北部クリーンセンターの会計年度任用職員の増員分を中心に、2所属の関係職員の雇用経費について、決算を見据えて追加補正するものです。

目5じん芥焼却場費、説明欄1の環境交流館管理運営費74万円は環境交流館の会計年度任用職員、説明欄2のじん芥焼却場管理運営費36万5千円は環境美化センターの会計年度任用職員、それぞれの雇用経費について決算を見据えて追加補正するものです。

目6不燃物処分費、説明欄1の不燃物処分場管理運営費104万2千円は、大田廃棄物最終処分場及び北部廃棄物最終処分場の会計年度任用職員に係る雇用経費について決算を見据えて追加補正するものです。

目7し尿処理費、説明欄1の常勤職員給与費4万7千円は、衛生プラントに係る正規職員の決算を見据えた補正であり、説明欄2のし尿処理対策費7万4千円及び説明欄3の衛生処理場管理運営費27万5千円は、廃棄物減量推進課及び衛生プラントの会計年度任用職員の雇用経費について、決算を見据えて追加補正するものです。

以上、議案第166号令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、環境部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。